

八幡平市の地域福祉

地域福祉課

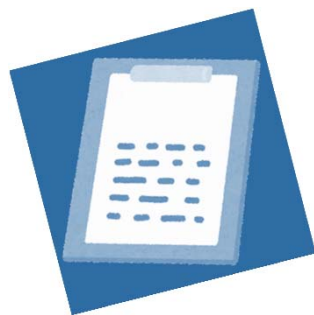
市民が笑顔になる思いやりの地域を目指し、事業を推進しています。

福祉総務係

- ★結婚新生活支援事業
【P1】
- ★避難行動要支援者個別
避難計画作成 【P2~P4】
- ★民生委員・児童委員
【P5~P6】
- ★日本赤十字社八幡平地区
【P7~P8】
- ★八幡平市赤十字奉仕団
【P9~P12】

生活保護係

- ★生活保護の推移
【P13】



障がい福祉係

- ★障害者総合支援法に基づく
福祉サービス
【P14~P24】



児童福祉係

- ★妊娠～出産期、乳幼児期、
小学校までの子育て期間中
の支援やサービス
【P25~P33】



市政情報

結婚新生活支援事業



福祉総務係

結婚新生活支援事業

市では、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活にかかる費用を支援します。

対象者

- ① 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに入籍した夫婦
- ② 申請時点で、夫婦とも市内に住民登録をしていること
- ③ 夫婦の所得の合計額が500万円
(年収換算：約670万円)未満であること
- ④ 生活保護などの公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ⑤ 市税の滞納が無いこと
- ⑥ 家賃の滞納が無いこと
- ⑦ 今までにこの補助金を受給していないこと
- ⑧ 夫婦とも婚姻日の年齢が39歳以下であること
- ⑨ 市が指定する家事育児参画促進講座を受講していること

対象経費

対象期間に要した次の①から④の費用のうち最大30万円まで
夫婦とも婚姻日の年齢が29歳以下である場合には最大60万円まで

- ①住宅取得に係る費用（新居の購入費）
- ②住宅リフォームに係る費用（新居のリフォーム費）
- ③住宅賃貸に係る費用
(新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料)
- ④引っ越しする際に引っ越し業者または運送業者へ支払った費用

担当：地域福祉課福祉総務係

市政情報

避難行動要支援者 個別避難計画作成

福祉総務係

避難行動要支援者個別避難計画作成

市では「八幡平市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、この計画により「避難行動要支援者名簿」（以下の説明では「名簿」といいます。）を作成しています。

● 名簿を避難支援に役立てます

災害が発生した際に避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援に役立てます。

また、情報提供同意をした方については、事前に名簿情報を避難支援等関係者に提供し、避難訓練などの平常時の支援にも役立てます。情報提供同意のあった方の名簿と、同意がなかった方を含めた名簿は別々に作成しますが、実際に災害が発生した場合や、発生危険性があると判断された場合は、同意の有無に関わらず避難支援等関係者に提供し、安否確認や救助救援に役立てます。

市民

要配慮者

- ① 移動が困難、介護が必要な人（寝たきり、肢体不自由の人）
- ② 情報の入手・発信が難しい人（聴覚、視覚障害の人）
- ③ 人工透析や酸素吸入治療をしている人
- ④ 精神的に不安定になりやすい人（知的・精神障がいの人）
- ⑤ その他（妊産婦、乳幼児、日本語のわからない外国人等）

避難行動要支援者

災害時の避難に特に支援を要する人



担当：地域福祉課福祉総務係

避難行動要支援者個別避難計画作成

● 名簿に登録される方の要件

次の要件に該当し、避難行動を自ら行うことが困難な方

- ① 75歳以上の一人暮らしの方
- ② 75歳以上のみの世帯の方
- ③ 75歳以上で、日中又は夜間に一人になる方
- ④ 介護保険の「要介護3以上」の方
- ⑤ 身体障害者手帳「1級、2級」の方
- ⑥ 療育手用「A」の方
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳「1級」の方
- ⑧ ひとり親世帯で日中若しくは夜間に小学生以下の児童のみで在宅となる方
- ⑨ 難病患者
- ⑩ ①～⑨に準ずる方で、災害時の避難支援を希望する方



● 名簿の情報共有について

名簿情報は、本人の同意があった場合は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、事前に「避難行動要支援同意者名簿」の名簿情報を提供することができます。

ただし、災害が発生、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に名簿情報を提供します。

● 避難支援等関係者

- ① 八幡平市内の自主防災組織又は自治会、町内会
- ② 八幡平市の民生委員・児童委員
- ③ 警察署、消防署、消防団
- ④ 八幡平市社会福祉協議会
- ⑤ 介護保険制度関係者等
- ⑥ 上記のほか避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者



担当：地域福祉課福祉総務係

避難行動要支援者個別避難計画作成

個別避難計画の作成

避難情報の伝達及び避難支援等を確実に実施するため、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、具体的な避難支援情報等についてまとめた個別避難計画の作成に取り組みます。（R5.3.31時点の作成件数：2件）

令和5年度は、民生委員・児童委員や地域の自主防災組織のご協力をいただきながら作成を進めています。

個別避難計画に記載される内容

- ① 発災時に避難行動要支援者の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）
- ② 避難支援を行うに当たっての留意点
- ③ 避難支援の具体的な方法、避難場所・経路
- ④ 本人が不在で連絡が取れない時の対応
- ⑤ その他支援に必要な事項

支援者とは

災害発生時に、避難行動要支援者の避難を支援する近隣住民や知人等のことです。ただし、支援者自身やそのご家族の安全が前提となるため、支援者がつくからといって必ず支援が行われることを約束するものではなく、支援者が避難支援に関する法的な責任や義務を負うものではありません。

【個別避難計画様式】

災害時避難支援にかかる 個別避難計画

氏名		電話	
氏名	八幡平市	FAX	
住所		携帯電話	
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年 月 日	性別 男・女
災害時に配慮しなくてはならない事項	あてはまるものすべてに☑ <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい） <input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> 避難動作などが出た場合情報を伝えてほしい <input type="checkbox"/> 避難するとき支えが必要 <input type="checkbox"/> 杖・歩行器 <input type="checkbox"/> 車いす所持 <input type="checkbox"/> その他の必要な配慮（ ） コミュニケーション ☑できる ☐手段があればできる ☐できない コミュニケーションに必要な手段 ☐大きな声 ☐筆談 ☐JISキーボード		
家族構成	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 日中ひとり <input type="checkbox"/> 高齢者のみ <input type="checkbox"/> 障がい者のみ <input type="checkbox"/> 高齢者と障がい者の世帯 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
管理している部屋及び居室	（ ） 1階 2階 その他（ ）		
緊急連絡先①	氏名	連絡先	電話
	住所	FAX	
	本人との関係	携帯電話	
		J-8771	
緊急連絡先②	氏名	連絡先	電話
	住所	FAX	
	本人との関係	携帯電話	
		J-8771	

(うら)

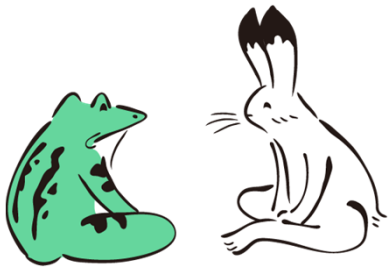
避難の支援をしなくてはならない方	氏名 又は 団体名	連絡先	電話
	住所	FAX	
避難の支援をしなくてはならない方	氏名 又は 団体名	連絡先	電話
	住所	FAX	
避難場所（地域防災計画指定）			
避難場所等 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など			
上記について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、八幡平市に報告することを了承します。			
令和 年 月 日 氏名			
代理記載の場合（本人が記載できない場合）			
代理記載者氏名	2227	登録者との関係	性別 男・女
住所		電話	
		FAX	

担当：地域福祉課福祉総務係

市政情報

民生委員・兒童委員

福祉總務係



民生委員・児童委員（主任児童委員）

市には、厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員（主任児童委員）が、住民と行政のつなぎ役として活動しています。福祉総務係では、委員の方々の活動支援を行っています。

地区	民生委員・児童委員	主任児童委員	合計
西根地区	50	3	56
松尾地区	18	2	20
安代地区	30	2	32
市全体	98	7	105

※R5.3.31時点で1地区欠員

民生委員・児童委員（主任児童委員）

民生委員・児童委員（主任児童委員）に市、市社会福祉協議会等から依頼している業務（抜粋）

業務名等	業務内容
地区民生児童委員協議会定例会	毎月1回、定例会を開催し、情報共有を図る。（西根：大更・田頭・平館・寺田、松尾地区、安代地区の6か所に分かれて開催）
祝お誕生メッセージの贈呈	市民児協が実施する事業で、赤ちゃんが生まれた世帯へ主任児童委員と担当民生委員が家庭訪問しお誕生メッセージ(フォトフレーム)を渡す。
学校行事への参加	入学式、卒業式、運動会、文化祭等学校行事への出席
地域ネットワーク事業	見守りが必要な一人暮らし高齢者等の緊急連絡カード作成と、見守り協力者への依頼
各種資金貸付制度	教育支援資金など借入申請世帯の面接と調査意見書の作成、相談支援活動、償還指導の際の立会
おげんきまもりシステム事業	見守りが必要な一人暮らし高齢者等への事業についての情報提供、見守り活動
訪問理美容サービス事業(市からの委託事業)	寝たきり高齢者等を訪問し、サービス申請を調査。決定となった世帯には利用券配布
避難行動要支援者名簿の申請支援	災害時に自らで避難する事が困難な者に名簿登録を促し災害時に備える。
児童扶養、特別児童扶養手当に関する証明	特殊なケースの場合に添付を必要としている証明書の作成
子育て家庭への相談支援	子育て世帯から相談があった場合の対応を行い、相談内容によっては関係課に繋げる。
高齢者夫婦世帯の集い(通知・参加者取りまとめ)	対象者への通知と出席確認
一人暮らし高齢者の集い・料理教室(通知・参加者取りまとめ)	対象者への通知と出席確認
四者情報交換	主任児童委員が、市職員、幼稚園・保育所・小学校・中学校の教職員と支援を必要とする児童・生徒等について情報を共有する。
ダイヤモンド婚を祝う会	結婚60周年の夫婦世帯を訪問調査し、参加を取りまとめる。
歳末たすけあい義援金対象者調査と配分金伝達	配分要件に該当する対象者の調査と決定された対象者への義援金の伝達
スノーバスターズ対象世帯調査	高齢や障がいなどで除雪が困難な世帯を調査報告(除雪対象世帯の確認)
高齢者台帳作成業務	高齢者の実態把握を行う

担当：地域福祉課福祉総務係

市政情報

日本赤十字社八幡平市地区



福祉総務係

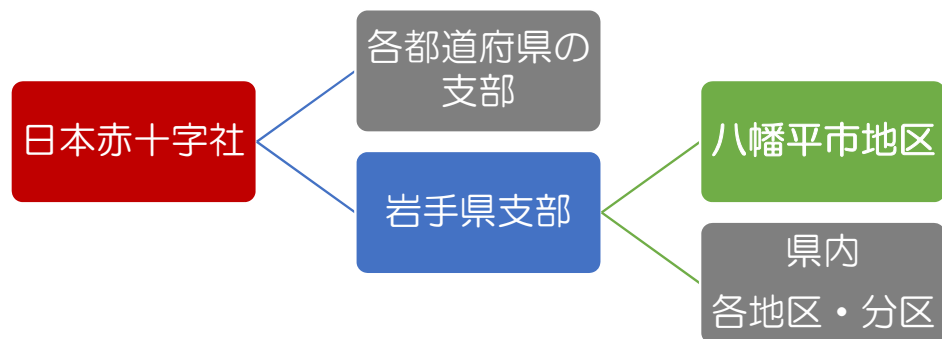
日本赤十字社八幡平市地区

赤十字は、アンリー・デュナン（スイス人：第一回ノーベル平和賞受賞者）が提唱した「人の命を尊重し、苦しみの中にいる者は、敵味方の区別なく救う」ことを目的とし、日本赤十字社はそのうちの一社です。

日本赤十字社のうち、地区・分区は、主に市区町村単位で設置されており、その活動は日本赤十字社各都道府県支部と連携した会費・寄付金の募集、義援金・救援金の受付、日本赤十字社が展開する災害救援活動の支援や救援物資の保管・管理、地域ボランティアや青少年赤十字加盟校の育成援助など日本赤十字社の事業を推進しています。

「人の命を尊重し、苦しみの中にいる者は、敵味方の区別なく救う」

【八幡平市地区の位置づけ】



アンリー・デュナン
（赤十字創始者）

担当：地域福祉課福祉総務係

日本赤十字社八幡平市地区

【主な事業】

活動資金募集

毎年5月に、行政連絡員を通じて各世帯から活動資金（一世帯あたり500円）のご協力をお願いしています。活動資金は、日本赤十字社事業（災害救助活動、国際救援活動、血液（献血）事業、医療事業など）の実施のために運用されています。

また、市内法人に対し、法人寄付の依頼を行っています。

AEDの管理

市役所本庁舎、安代総合支所及び田山支所に設置しているAEDは、日本赤十字社八幡平市地区が管理しています。

救援物資・災害弔慰金の支給

災害のほか、火事や水害により住家が全焼、全壊等の被害にあった世帯へ救援物資を支給しています。

また、被災により死亡した者に対する弔慰金を支給しています。（災害救助法が提供又は市条例に基づく災害弔慰金の支給がある場合は対象外）

青少年赤十字（JRC：Junior Red Cross）

市内全小中学校が青少年赤十字に加盟しており、青少年赤十字の活動を支援しています。



担当：地域福祉課福祉総務係

市政情報

八幡平市赤十字奉仕団



福祉総務係

赤十字奉仕団



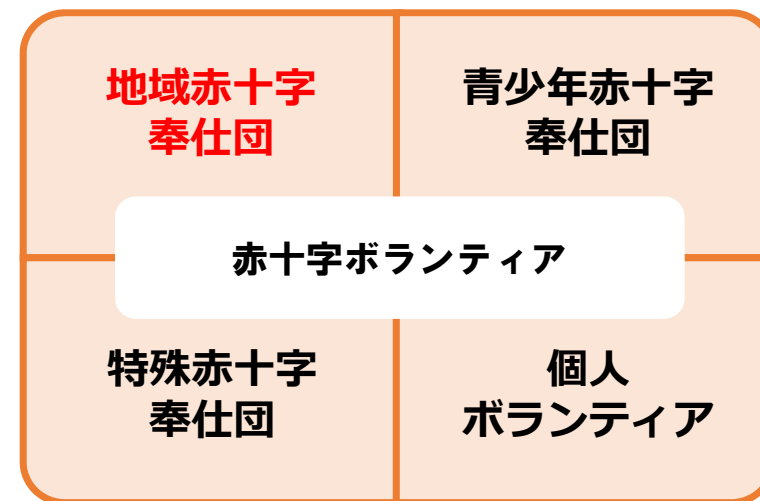
【赤十字奉仕団とは】

赤十字奉仕団は「赤十字のボランティア活動を通じて地域社会に貢献したい」という思いを持った人々によって、市区町村ごとに組織されたボランティアグループです。

主に高齢者支援活動や児童の健全育成活動、災害救護・防災活動、赤十字のPR活動などを行っています。

【赤十字奉仕団の目的】（八幡平市赤十字奉仕団規定 第1条）

八幡平市赤十字奉仕団は、赤十字奉仕団規則の定めるところに基づき、すべての人々のしあわせをねがい、明るい住みよい社会をきずきあげていくため、陰の力となって、身近な仕事に従事するものとする。

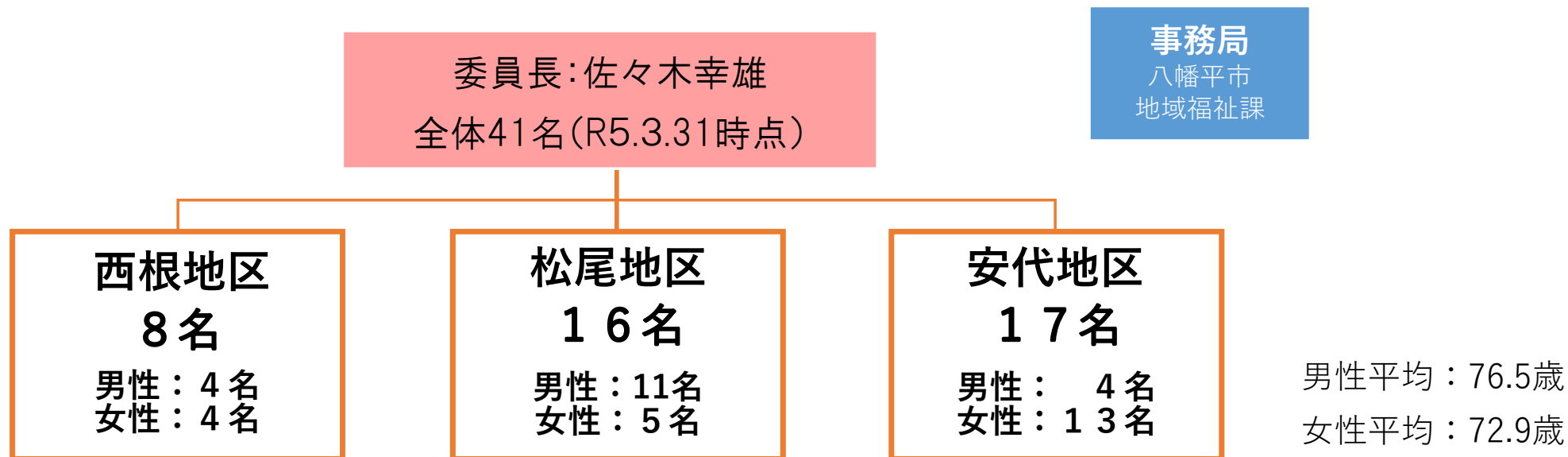


担当：地域福祉課福祉総務係

赤十字奉仕団



平成19年3月結成



【八幡平市赤十字奉仕団令和5年度活動方針】

- (1) 団員同士“**気軽に**”交流しよう
- (2) 団員“**自らの企画**”で身近な奉仕活動を行おう
- (3) “**楽しみながら**”活動しよう

担当: 地域福祉課福祉総務係

赤十字奉仕団



【令和4年度の奉仕団取り組み紹介】

日本赤十字社献血事業のPR活動



西根地区奉仕活動（西根中学校炊き出し体験）



担当：地域福祉課福祉総務係

赤十字奉仕団



【令和4年度の奉仕団取り組み紹介】

安代地区奉仕活動（安代中学校花壇整備）



安代地区奉仕活動（安代小学校募金活動お手伝い）



担当：地域福祉課福祉総務係

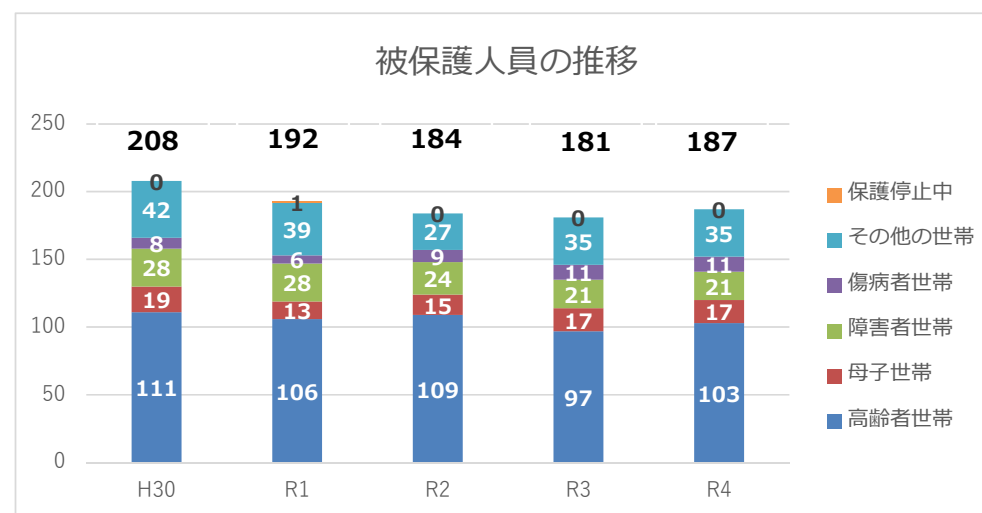
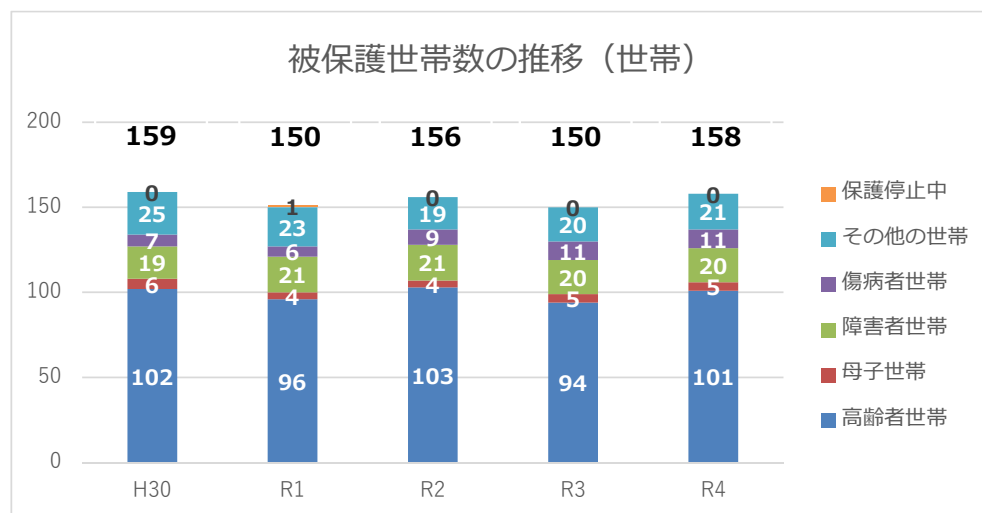
市政情報

生活保護の推移

生活保護係

生活保護の推移

本市の生活保護について、被保護世帯数は増減はあるものの、ほぼ横ばい傾向にあり、被保護人員は年々減少傾向にあります。主な要因は、世帯の単身化、特に高齢者の単身者世帯の割合が高くなっています。今後も、少子高齢化、人口減少により、被保護世帯数は横ばい又は増加、被保護人員は減少するものと思われます。



担当：地域福祉課生活保護係

市政情報

障害者総合支援法に基づく 福祉サービス

障がい福祉係

障害者総合支援法に基づく福祉サービス

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、**自立支援給付**（介護給付、訓練等給付、補装具の購入・修理・借受け、自立支援医療、計画相談支援）**地域生活支援事業**（相談支援、地域活動支援センター、日常生活用具給付、移動支援等）**障害児通所支援**（児童福祉法）があります。

※障害者総合支援法について

障がいのある方が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして平成18年に制定され、平成25年に法律名が改正されました。障がいのある方の生活を支援していくことをねらいとした制度です。

担当：地域福祉課障がい福祉係

1 自立支援給付

(1) 介護給付

(自宅や入所施設で介護が必要な方が利用できるサービスです。)

(2) 訓練等給付

(日常生活に必要な訓練や就労に向けての訓練を希望する方が利用できます。)

(3) 補装具の購入・修理・借受け

(4) 自立支援医療

(特定の病気の通院や手術に係る費用の一部を給付します。)

(5) 計画相談支援

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

1 自立支援給付

(1)-1 介護給付（居宅介護）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や家事援助、通院介助などを行います。1回あたりの派遣時間は業務内容により異なります。

○八幡平市内で利用できる事業所

- ・富士見荘指定訪問介護事業所
- ・JAライフサポートホームヘルプステーション西根
- ・ふれあいセンター安代訪問介護事業所

(1)-2 介護給付（生活介護）

日中に、施設で食事、入浴などの介護サービスや創作活動の支援を行います。

○八幡平市内で利用できる事業所

- ・八幡平ハイツデイサービスほかほかクラブ
- ・そよかぜの家
- ・ポパイの家
- ・小規模多機能ホームくるまっこ

(1)-3 介護給付（短期入所）

自宅で世話をしている家族の病気や外出等で一時的に障がいのある方のお世話ができなくなったときに、障害者施設に短期間入所して、食事や入浴などの支援を受けることができます。

○八幡平市内で利用できる事業所

- ・小規模多機能ホームくるまっこ

(1)-4 介護給付（施設入所支援）

施設に入所している障がいのある方に、夜間や休日に、入浴、食事、排泄の介助等の支援を行います。本人及び配偶者の所得内容により食事代の負担が発生する場合があります。

八幡平市には入所施設がありませんので、市外の事業所を利用することになります。

担当：地域福祉課障がい福祉係

1 自立支援給付

(2)-1 訓練等給付（就労継続支援A型）

雇用継続に基づいて就労が可能と思われる方に働く場を提供し、就労に向けての支援を行います。八幡平市内にA型事業所はありませんので、市外の事業所を利用することになります。

(2)-2 訓練等給付（就労継続支援B型）

一般企業での就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、就労に向けての支援を行います。（旧作業所等です。）

○八幡平市内で利用できる事業所

- ・そよかぜの家
- ・ポパイの家
- ・すばる
- ・ワークサポート蓮華

(2)-3 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の支援を行います。また、障がいのある方の状況に応じて、入浴、食事、排泄の介助等の支援を行います。日中は通所サービスや仕事に行く方が利用できます

○八幡平市内で利用できる事業所

共同生活事業所「八幡平」、川村ホーム、七時雨ホーム、ケア・ホーム岩手山、GH姫神山、GH早池峰山、GH愛宕山、さつきホーム、ひまわりホーム、たかさホーム、ラパンアジルホーム、GHそよかぜ、共生型GH白山の里、GH野駄の家

1 自立支援給付

(3) 補装具の購入・修理・借受け

主に身体障害者手帳を所持している方を対象に、障がいの軽減を図るために補装具の購入や修理、借受けに係る費用を給付します。

○補装具の種類

義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、矯正・遮光・弱視眼鏡、補聴器、車椅子、歩行器、電動車椅子、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

※児童のみ支給

座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

(4) 自立支援医療

特定の病気の通院や手術に係る費用の一部を給付します。

○精神通院医療

精神疾患の通院に係る医療費の一部を助成します。

○更生医療

身体障害者手帳を所持している方の障がいを軽減するために必要な手術等に係る費用の一部を助成します。

○育成医療

身体に障がいのある児童の障がいを軽減するために必要な手術等に係る費用の一部を助成します。

(5) 計画相談支援

サービス等利用計画の作成や、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。

担当：地域福祉課障がい福祉係

2 地域生活支援事業

地域で障がいのある方が安心して暮らせるよう八幡平市が事業所等に委託して事業を行います。

- (1) 相談支援事業
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 日常生活用具給付
- (4) 移動支援事業
- (5) 日中一時支援事業
- (6) 点字・声の広報発行事業
- (7) 訪問入浴サービス
- (8) コミュニケーション支援事業
- (9) 代読・代筆ヘルパー派遣事業
- (10) 生活サポート事業
- (11) 自動車運転免許取得費助成事業
- (12) 自動車改造費助成事業
- (13) 障がい者社会参加促進支援事業



2 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障害福祉サービス利用等について、専門の相談員が総合的な相談、支援を行います。

○委託先

〈八幡平市内の事業所〉

- ・くらしの相談室
- ・相談支援事業所かけはし

〈八幡平市外の事業所〉

- ・My夢
- ・もりおか障害者自立支援プラザ
- ・障害者地域生活支援センターしんせい
- ・ソーシャルサポートセンターもりおか

(3) 日常生活用具給付

障がいのある方に次の日常生活用具の給付を行います。

- ・介護・訓練支援用具（特殊寝台、マット等）
- ・自立生活支援用具（入浴補助用具等）
- ・在宅療養等支援用具（ネブライザー等）
- ・情報・意思疎通支援用具（点字器等）
- ・排泄管理用具（ストーマ装具、紙おむつ等）
- ・居宅生活動作補助用具（住宅改修）



(2) 地域活動支援センター

障がいのある方の地域活動（創作・生産活動や社会交流等）を支援します。

八幡平市にお住まいの方は、無料でご利用いただけます。（特別活動に必要な費用は実費です。）

○八幡平市内で利用できる場所

- ・地域活動支援センター「ふらっと」

※事業所の運営は、岩手県社会福祉事業団「中山の園」に委託しています。

(4) 移動支援事業

屋外での移動に支援が必要な障がいのある方に、ヘルパーを派遣して外出の支援を行います。

○八幡平市内で利用できる場所

- ・富士見荘指定訪問介護事業所
- ・JAライフサポートホームヘルプステーション西根
- ・ふれあいセンター安代デイサービスセンター

担当：地域福祉課障がい福祉係

2 地域生活支援事業

(5) 日中一時支援事業

障がいのある方に活動の場を提供し、ご家族の就労や介護の一時的な負担軽減（リフレッシュ）を支援します。

○八幡平市内で利用できる場所

- ・むらさき苑、西根北部デイサービスセンター
- ・ふれあいセンター安代デイサービスセンター
- ・りんどう苑デイサービスセンター
- ・地域活動支援センター松の実
- ・まるごとケアの家 里・つむぎ、みんなの家

(7) 訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な方に、訪問入浴車による入浴サービスを行います。八幡平市で利用できる事業所はありませんが、盛岡市の事業所が対応します。

(6) 点字・声の広報発行事業

視力障がい等のため、文字による情報入手が困難な方に点訳・音訳による広報の提供を定期的に行います。郵送でお届けします。

○委託先

- ・八幡平市ほおずきの会

(8) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語、音声機能、視力障がいのある方が他の人と意思疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記等を行う人を派遣します。

○委託事業所

- ・岩手県立視聴覚障がい者情報センター

担当：地域福祉課障がい福祉係

2 地域生活支援事業

(9) 代読・代筆ヘルパー派遣事業

視力障がい等により、字を書いたり読んだりすることが困難な方にヘルパーを派遣して代読・代筆をしてもらいます。
※居宅介護との同時利用の場合作限ります。

○八幡平市内で利用できる事業所

- ・富士見荘指定訪問介護事業所
- ・JAライフサポートホームヘルプステーション西根

(10) 生活サポート事業

障害者総合支援法の自立支援給付による居宅介護が支給決定されていない方に対し、ヘルパーを派遣して必要な日常生活の支援を行います。

○八幡平市内で利用できる事業所

- ・富士見荘指定訪問介護事業所
- ・JAライフサポートホームヘルプステーション西根

(11) 自動車運転免許取得費助成事業

知的障がいや身体障がいのある方の社会参加を支援するために、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。
(上限額10万円)

(12) 自動車改造費助成事業

身体障害者手帳1～2級所持者を対象に、自らが運転する自動車の改造費用の一部を助成します。
(1車両1回のみ、上限額10万円)

(13) 障がい者社会参加促進支援事業

手帳による交通機関の割引制度を利用しないで、月10日以上、福祉サービス事業所等に通所している方に対して、通所にかかる交通機関の運賃または料金の一部を助成します。



担当：地域福祉課障がい福祉係

3 障害児通所支援

施設などへ通所を希望する児童が利用できます。

- (1) 児童発達支援
- (2) 放課後等デイサービス
- (3) 医療型児童発達支援
- (4) 居宅訪問型児童発達支援
- (5) 保育所等訪問支援

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

3 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

日帰りで障がいのある児童（未就学児）の日常生活に必要な訓練や支援を行います。八幡平市で利用できる事業所はありませんので、市外の事業所を利用することになります。

(2) 放課後等デイサービス

学校の授業終了後または休業日に障がいのある児童の日常生活に必要な訓練や支援を行います。

○八幡平市内で利用できる事業所
放課後等デイサービス きらきら星
放課後等デイサービスきらきら星2号館

(3) 医療型児童発達支援

日帰りで障がい（上肢・下肢・体幹の機能の障がい）のある児童（未就学児）に、日常生活に必要な基本的動作や知識技能を習ってもらい、集団生活に適應できるよう適切な指導と訓練を行います。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

通所での支援が困難な重度の障がいなどがある児童に、居宅を訪問して発達の支援を行います。

(5) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援とその他必要な支援を行います。

担当：地域福祉課障がい福祉係

市政情報

妊娠～出産期、乳幼児期、 小学校までの子育て期間中の 支援やサービス

児童福祉係

妊娠～出産期

- ◇ 1 子育て支援ヘルパー派遣

市単独事業

乳幼児期（小学校入学前）

- ◇ 2-1、2-2 保育所
- ◇ 3 特別保育
- ◇ 4 つどいの広場・子育て支援センター
- ◇ 5-1、5-2 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当



小学校

- ◇ 6 学童保育クラブ（小学6年生まで）

支援内容詳細は、次ページ以降をご覧ください。

1 子育て支援ヘルパー派遣

産前産後の妊産婦のいる家庭を子育て支援ヘルパーが訪問し、安心して育児ができるように支援を行います。 **市単独事業**

【対 象】

- 母子健康手帳交付後の妊婦がいる家庭
- 1歳未満の乳児がいる家庭
- 3歳未満の2人以上の多胎の子がいる家庭
- 3歳未満の子がいるひとり親家庭

(いずれも妊婦又は母親を援助する者がいない家庭が対象)

【支援内容】

- 家事援助、育児補助、病院や健診への付き添い
- 料金は無料

(ただし、出産前24時間、出産後1年間24時間まで)



担当：地域福祉課児童福祉係

2-1 保育所（園）

乳幼児期（小学校入学前）

保護者が働いていたり、病気にかかったりしているなど、「保育を必要とする理由」に該当することにより、家庭において保育することができないお子さんを保護者に代わって保育するところです。

【入所資格（保育を必要とする理由）】

1. 就労（1か月60時間以上）している場合
2. 妊娠中、出産後間がない場合
3. 病気や心身に障がいがあるなどの場合
4. 同居または長期入院している親族を常時介護・看護している場合
5. 火災や風水害などで被害を受け、その復旧の間に家庭で保育できない場合
6. 継続して求職活動をしている場合
7. 就学中である場合、職業訓練を受けている場合
8. その他、上記以外の特別な事情により保育できない場合



担当：地域福祉課児童福祉係

2-2 保育所（園）

乳幼児期（小学校入学前）

保護者が働いていたり、病気にかかったりしているなど、「保育を必要とする理由」に該当することにより、家庭において保育することができないお子さんを保護者に代わって保育するところです。

【保育料】

- 保護者の市（区町村） 民税所得割額により決まります。
 - 八幡平市では、子育て支援の一環として、保育料を国の基準額よりも大幅に低く定めています。
 - 保護者の扶養しているお子さんが2人以上いる場合には、第2子以降3歳未満児の保育料が無料となります。
- ※現在、国の施策として3歳以上の保育料は無料となっています。
- 3歳以上のお子さんの副食費について、月額4,700円を補助しています（私立幼稚園含む）。

【入所申込み】

- 就労証明書などの必要書類を添えて、申込書を提出します。
- その後、市が審査を行い、入所の可否についてお知らせします。

担当：地域福祉課児童福祉係

3 特別保育

乳幼児期（小学校入学前）

保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するため、一時的に保育を希望する場合や休日に保育を希望する場合に保育を行います。

【一時保育】

通院や冠婚葬祭などの用事の時だけではなく、育児をがんばっているお母さんお父さんのリフレッシュのためにもご利用いただけます。

- 公立保育所の場合（私立保育園では保育園によって条件が異なります）

利用可能年齢・・・4月1日時点で満2歳以上のお子さん

利用時間・・・・・・・・8時30分から16時30分まで

利用可能日・・・・・・・・月曜日～土曜日（年末年始・祝日を除く）

【休日保育】

お仕事などの関係で、休日（日曜日）に保育が必要なときにお預かりします。休日保育は市内6箇所の私立保育施設等で行っています。（公立保育所に入所しているお子さんも利用できます。）

- 実施保育施設等

杉の子こども園、森の子保育園、平館こども園、大更こども園、

あしろこども園、畑保育園

担当：地域福祉課児童福祉係

4 つどいの広場・子育て支援センター

乳幼児期（小学校入学前）

保育所に入所していないお子さんとお母さんやお父さんが気軽に集まって、お子さんと一緒に遊んだり、情報交換をしたりする、子育て中の親子の交流の場です。

【内容】

リズム遊びやお絵描き、工作など、親子で楽しめる遊びや、子育てアドバイザーによる育児相談などを行っています。

【利用方法・料金】

- 事前の申し込み・・・不要
- 利用料・・・無料（一部イベントに際して実費負担あり）

【市内のつどいの広場・子育て支援センター】

名称	場所等	開館日・時間
たからっこ広場	八幡平市大更第25地割55番地13 大更・大更第二学童保育クラブ内 (☎0195-70-1771)	毎週 月・火・木・金・土曜日 午前10時から午後3時まで
カンガルー広場	八幡平市清水219番地 あしろこども園隣 (☎0195-72-2431)	毎週 水・金曜日 午前9時半から正午まで
森の子育て支援センター	八幡平市大更第18地割301番地 森の子保育園内(☎0195-70-1880)	毎週 月・火・水・木・金曜日 午前9時から午後1時まで、 午後2時から4時まで



5-1 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童の健やかな成長を支援し、児童の福祉の向上を図るため、様々な手当があります。

【児童手当】

中学校3年生までのお子さんを養育されている方に支給される手当です。

○支給額（一定以上の所得があると支給額が制限されます）

年齢	1人当たりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校6年生まで	(第1・2子) 10,000円
	(第3子以降) 15,000円
中学生	10,000円
所得が制限限度額以上の方・・・5,000円	
所得が上限限度額以上の方・・・支給されません	

担当：地域福祉課児童福祉係

5-2 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

【児童扶養手当】

ひとり親家庭に支給される手当です。

○支給額（令和5年4月1日時点）

- ・所得に応じて月額10,410円から44,140円までの範囲で支給（一定以上の所得があると支給額が制限されます）
- ・児童の人数によって加算あり

【特別児童扶養手当】

20歳未満で、一定の障害のある児童を監護する父、もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。（令和5年4月1日時点）

	対象児童	支給額
1級	身体障害者手帳1～2級程度、療育手帳A程度の精神や身体に重い障がいのある子ども	53,700円
2級	身体障害者手帳3～4級（4級は一部）程度や、精神や身体にこれと同じくらいのやや重い障がいのある子ども	35,760円

6 学童保育クラブ

仕事などのため保護者が昼間家庭にいない小学校の児童をお預かりし、生活や遊びを通して健全育成を図ります。

【対象となる方】

- 保護者が昼間家庭にいない小学校児童

【開設日・時間】

月曜日から金曜日まで	下校時から午後6時30分まで
土曜日	午前8時から午後6時まで
長期休業期間 月曜日から金曜日まで	午前8時から午後6時30分まで



【保育料】

- 保育料は無料ですが、各施設ごとに保護者会費があります。また、入会の際に保険料が必要です。

担当：地域福祉課児童福祉係